

西部処理区運営事業 実施方針（案）に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
1	2	第1	1	(3)		事業の背景・目的	「東部浄化センター等を直営体制で維持することにより、モニタリング技術の確保、技術継承、災害等緊急時のバックアップ機能などの効果が期待できる」とありますが、ここでのバックアップ機能とは、東部（直営体制）から西部（事業者）に対するバックアップと共に、その逆の西部から東部へのバックアップもご想定でしょうか。そのご想定をご教示ください。	災害時等には、市、事業者ともにパートナーシップとして、事象発生時点の体制において可能な範囲で取り込む想定をしています。
2	2	第1	1	(3)		情報共有の仕組み	『西部処理区の事業者と東部の直営職員が定期的に会合を持ち、相互の取組を情報共有する』とありますが、どれほどの頻度を想定されているかご教示いただけないでしょうか。	頻度や内容について提案を求め、協議により決定します。
3	2	第1	1	(3)		事業の背景・目的	「事業開始後は、西部処理区の事業者と東部の直営職員が定期的に会合を持ち」とありますが、定期の頻度（例えば、月1回等）のご想定をご教示ください。	No. 2の回答を参照ください。
4	2	第1	1	(4)		PSCの内訳の明示	特定事業の選定あるいは募集要項等の公表のタイミングで、基本方針を反映したPSCおよびVFMの内訳を開示いただけないでしょうか。	PSC及びVFMの内訳を開示する予定はありません。
5	2	第1	1	(5)		本事業の対象施設	西部浄化センター内において、開示されていない旧施設について図面（一般図、詳細構造図、配筋図、建設時仮設構造図等）及び地質調査資料等を提供願えるでしょうか。任意事業において検討を行うため開示を希望いたします。	検討し、開示可能なものについて、別途開示いたします。
6	2	第1	1	(5)		玉川ポンプ場について	玉川ポンプ場は現在包括民間委託を実施しています。本事業の公平性と競争性を担保するために、本事業の優先交渉権者の選定において玉川ポンプ場に関連する提案については評価を行わないという理解でよろしいでしょうか。	評価基準については、募集要項等に示すため、お答えしかねますが、公平性を担保するよう考えています。
7	2	第1	1	(5)		本事業の対象施設	本事業対象外の施設による複合的な原因で生じたリスクにより事業者の負担が継続的に発生した場合には、その負担方法については協議して定めるとの考えでよろしいでしょうか。	事象の内容を明確にしたうえで協議します。
8	3	第1	1	(5)		玉川ポンプ場協議について	「本市玉川ポンプ場について、令和26年3月31日まで包括的民間委託が実施されており、その終了の約1年前から事業範囲に含めるかについて、市と事業者が協議の場を持ち、双方が合意した場合、包括的民間委託の事業範囲に含めるものとする。」とありますが、ここでいう事業者は現在の玉川ポンプ場包括的民間委託の受託者ではなく、本公共施設等運営権事業者のことを指すとの理解でよろしいでしょうか。また、その場合、この意思決定には、現在の玉川ポンプ場包括的民間委託の受託者は関わらないものとの解釈でよろしいでしょうか。	前段、後段ともにご理解のとおりです。
9	3	第1	1	(5)		玉川ポンプ場協議について	「本市玉川ポンプ場について、令和26年3月31日まで包括的民間委託が実施されており、その終了の約1年前から事業範囲に含めるかについて、市と事業者が協議の場を持ち、双方が合意した場合、包括的民間委託の事業範囲に含めるものとする。」とありますが、貴市と事業者で合意できなかった場合、玉川ポンプ場は直営される、もしくは再度包括的民間委託が再度公募されるとの理解でよろしいでしょうか。	現段階では、ご理解のとおりです。
10	3	第1	1	(7)		事業の範囲	『実施契約に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、第三者に委託し又は請け負わせることができる。』とありますが、協力企業は第三者に該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	協力企業も第三者に該当します。
11	3	第1	1	(7)		事業の範囲	『実施契約に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、第三者に委託し又は請け負わせることができる。』とありますが、協力企業からSPCへの出向者がSPCにて委託禁止業務を行う場合は、委託禁止業務の第三者への委託には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	3	第1	1	(7)		事業の範囲	事業契約に定められた委託禁止業務とは、どのような業務を想定しているかご教示いただけないでしょうか。	要求水準書第3_2（2）委託等を参照ください。
13	3	第1	1	(7)		対象施設の事業方式	運営権設定対象施設における委託先の情報については、開示資料に全て網羅されているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	4	第1	1	(7)	ア	改築に関する業務	改築業務を検討していくにあたり、貴市が7月4日に開示された改築事業費を正しく理解することが重要だと考えております。ついては、当該改築事業費の各機器の金額設定根拠や貴市のご計画の思想が分かる資料（ストマネ資料）を開示頂けますでしょうか。	開示可能なものについて、別途開示いたします。
15	4	第1	1	(7)	ア	その他の業務	『市の計画策定業務に対する協力』について、対象となる計画業務をご教示いただけないでしょうか。	宇部市総合計画や宇部市下水道総合計画、市が策定を予定している下水道法事業計画、ストックマネジメント計画及びその他新たに計画策定に際し、西部処理区に係る中長期的な運営方針案や費用の算定の提示、内容の調整等を想定しています。
16	4	第1	1	(7)	ア	その他の業務	「市の契約業務策定に対する協力」とありますが、具体的な業務内容をお示しいただけないでしょうか。	「契約」⇒「計画」の誤字であれば、No. 15の回答を参照ください。
17	4	第1	1	(7)	ア	附帯事業	『市は、優先交渉権として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に実施義務を定めることとする。』とありますが、「事業者の実施義務は実施契約書に定める」に読み替えることは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
18	4	第1	1	(7)	ア	②附帯事業	優先交渉権者として選定される際に提案した附帯事業については、要求水準書の実施義務を定める如何によらず実施義務があるとの理解でよろしいでしょうか。また、前述を正とした場合提案の評価対象として明確化するお考えでしょうか。	前段・後段ともに募集要項等に示します。
19	5	第1	1	(7)	ア	公共施設等運営事業 ②附帯事業及び③任意事業	「市は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に事業者の実施義務を定めることとする。」とありますが、優先交渉権者が決定した段階での要求水準書の改定があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
20	5	第1	1	(7)	ア	任意事業	附帯事業として太陽光発電施設や汚泥有効活用施設を建設し、電力や生成物の販売を任意事業とする場合、施設用地は有償貸付範囲とはならないという理解でよろしいでしょうか。	任意事業で営利を求める場合、附帯事業では認められません。
21	5	第1	1	(7)	ア	③任意事業	任意事業について提案の評価対象とするお考えでしょうか。	評価基準については、募集要項等に示します。
22	5	第1	1	(7)	ア	③任意事業について	「任意事業とは、本事業用地をにおいて～」とありますが、用地外での事業の実施は可能でしょうか。	内容は協議によりますが、本事業用地外での実施も可能と考えています。ただし包括施設内は認められません。
23	5	第1	1	(7)	ア	公共施設等運営事業	③任意事業について、「任意事業とは本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう」とありますが、ここである本事業用地及び施設には、包括的民間委託の対象施設も含まれているとの認識でよろしいでしょうか（2頁「(5)本事業の対象施設」には包括的民間委託の対象施設も記載されているため）。	包括的民間委託の対象施設及び用地は、対象外です。
24	5	第1	1	(7)	ア	任意事業	『任意事業とは、本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。』とありますが、事業の活動範囲のうち、本事業用地で使用禁止の場所があれば教えてください。また、本事業用地に限らず、パートナー企業とともに場外での任意事業提案も認められるか、ご教示いただけないでしょうか。	前段について、施設の再構築スペース（提案内容）については考慮してください。後段について、No. 22の回答を参照ください。
25	5	第1	1	(7)	ア	公共施設等運営事業 ③任意事業	「～事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては事前に貴市の承諾を必要とする。」とありますが、その承諾の基準についてご教示いただけますでしょうか。	運営権対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲の提案を求めます。
26	5	第1	1	(7)	ア	任意事業	『事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては事前に市の承諾を必要とする』とありますが、提案概要書（提出を想定）にない案でも、貴市が承諾をしたら実施が可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	5	第1	1	(7)	ア	③任意事業	任意事業について本事業用地及び施設以外を対象とするものについて、本事業では提案を受け付ける可能性はないとの理解でよろしいでしょうか。 ※本事業用地及び施設の一部は使用するが、他の大部分はそれ以外の市内の場所や施設を使用するような事業は可能であるか	No. 22の回答を参照ください。
28	5	第1	1	(7)	ア	公共施設等運営事業	任意事業について、「本事業用地及び施設を活用する場合は、有償貸付による事業であること」とありますが、坪あたりの賃料の金額をご教示いただけないでしょうか。	募集要項等に示します。
29	5	第1	1	(7)	ア	任意事業	『本事業用地及び施設を活用する場合は、有償貸付による事業であること』とありますが、㎡あたりの単価を募集要項時に、ご教示頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 28の回答を参照ください。
30	5	第1	1	(7)	ア	補助金	『任意事業の実施にあたり、本事業用地及び施設を活用する場合で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適化法」という。）第22条に基づく財産の処分が必要な場合は、市が必要な手続きを行い、補助金の返還が必要な場合には、事業者が相当額を負担するものとする。』とありますが、どの資産にどの程度の補助金が入っているかを開示頂くことは可能でしょうか。	具体的な施設等を指定して、別途協議願います。
31	5	第1	1	(7)	イ	包括的民間委託	効果的な運転管理・保安全管理を行うため、ポンプ場などの施設にICT機器の設置を行うことは可能でしょうか。	事業者の費用負担（事業者の資産）としての設置であれば可能です。ただし、既存設備の改造等が必要な場合は、協議とします。
32	6	第1	1	(8)	イ	本事業期間の延長	事業期間が市及び事業者の合意により延長される場合、公共施設等運営事業と包括的民間委託は、一体的に延長されるものと認識してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	6	第1	1	(8)	エ	本事業期間終了時の取扱い	義務事業、または付帯事業としてサブスクリプション形式の技術・設備を導入した場合、事業終了時の取扱いにつきまして、事業者契約を市契約に移行するという理解でよろしいでしょうか。	義務事業、または附帯事業としては事業を実施する場合には、市の資産となり、市の利用契約となるため、契約の移行は想定しておりません。
34	6	第1	1	(8)	エ	残存価値相当額	詳細は『実施契約書(案)に示す』とありますが、この書面が公表されてからの質問は可能でしょうか。	募集要項等公表後、質問期間を設ける予定です。
35	6	第1	1	(8)	エ		「残存価値相当額の支払方法等については実施契約書（案）に示す」とされていますが、効率的な資金繰りの観点から、残存価値相当額確定時（工事完了後）に支払っていただくことをご検討いただけないでしょうか。	募集要項等に示します。
36	6	第1	1	(8)	エ④	本事業に係る事業者が所有する資産等	「事業者が所有する任意事業等に係る資産」にいう「任意事業等」とは、任意事業、義務事業、附帯事業のすべてを含むものと理解してよろしいでしょうか。	義務事業、附帯事業において、事業者が保有する資産があればご理解のとおりです。
37	6	第1	1	(8)	エ④	本事業に係る事業者が所有する資産等	「事業者が所有する任意事業等に係る資産」につき、事業者の知的財産や社外秘ノウハウが含まれる場合、譲渡対象外とする等、その取扱いにつき協議させていただくことは可能でしょうか。	募集要項等に示します。なお、本契約終了による資産の取扱いとして、運営権者と市（又は市の指定する者）協議の上と考えております。
38	6	第1	1	(8)	エ	本事業期間終了時の取扱い	④に『本事業用地及び施設については、本事業終了日に公有財産賃貸借契約が解除され、事業者は原則として自らの費用負担により原状に復して市又は市の指定する者に引渡さなければいけない』とありますが、これは、任意事業で実施した施設も対象という理解でよろしいでしょうか。	市が必要と認めない資産についてはご理解のとおりです。
39	7	第1	1	(8)	エ	本事業期間終了時の取扱い ⑤業務の引継ぎ	引継ぎに係る費用のうち、「市又は市が指定する者」に発生する費用は、引継ぎを受ける「市が指定する者」が負担する（事業者には負担が発生しない）との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、事業者に負担が発生しないについて、事業者の人件費等は、事業者の負担とします。
40	7	第1	1	(8)	エ	本事業期間終了時の取扱い	⑤業務の引継ぎに関し、『業者は自らの責任及び費用負担により、引継書の作成等、本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。』とありますが、引継ぎを受けるための「貴市または貴市の指定する者の人件費や経費等」は、事業者の費用負担ではなく「貴市及び貴市の指定する者」それぞれが費用負担するという理解でよろしいでしょうか。	No. 39の回答を参照ください。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
41	7	第1	1	(9)	ア	改築に関する業務	「事業者は、改築に要する費用の10分の1相当額を負担する」とありますが、当該負担額は利用料金から充当するという理解でよいでしょうか。上記の理解が正しい場合、応募者は利用料金割合の提案の際に当該負担額分を加味するという理解でよいでしょうか。	事業者の判断によります。
42	7	第1	1	(9)	ア	改築に関する業務	『改築に関する費用』とありますが、具体的にはどのような業務範囲の費用を含むという理解でよろしいでしょうか。	施設の改築に係る設計及び工事費用になります。
43	7	第1	1	(9)	ア	改築に関する業務	『事業者は、改築に関する費用の10分の1相当額を負担する。残り10分の9相当額は市が負担する。なお、市は、負担額の支払いにあたり、借入金、国庫補助金及び内部留保資金を充当する予定である。』とありますが、国補助金の対象として、国庫補助金の充当は、改築に関する費用全体に対するものであり、貴市が負担する10分の9相当額に対してのみであるとの理解でよろしいでしょうか。また、事業者が負担する10分の1相当額も、国補助金の対象となれば、それに対して国から充当される補助金は、浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）の事例のように支払われないという理解でよろしいでしょうか。	国庫補助金は10分の10相当額に対して充当されます。 例えば10,000千円の工事に対し補助率55%の工事をした場合、国庫補助金は5,500千円、市の負担が3,500千円、事業者負担が10%の1,000千円になります。
44	7	第1	1	(9)	ア	改築に関する業務	貴市で実施される改築計画、積算、交付金申請は、事業者からの計画策定・積算に関する資料提供と交付金申請の協力をもとに行われると想定しています。改築計画が予算を超過した場合は、当該年度の改築は行わず、貴市の改築計画の見直しを行い、改築工事はあくまでも適正に積算された予算内で行うとの理解でよろしいでしょうか。	毎年の限度額は公表した改築費用が基準になりますが、本市の計画も変更が生じると思いますので、毎年度協議により次年度の改築内容や額を確定し、また国費確定後、協議により実施内容を決定したいと考えています。
45	7	第1	1	(9)	ア	改築に関する業務	改築に関する業務における更新工事、長寿命化対策工事、設計業務の費用負担は全て『事業者は、改築に関する費用の10分の1相当額を負担する。残り10分の9相当額は市が負担する。』とする旨が適用されとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	7	第1	1	(9)	ア	改築に関する業務	附帯事業の費用は、改築に関する業務の費用に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	義務事業と同様です。
47	7	第1	1	(9)	ア	事業の費用負担	『改築に関する費用』は要求水準書(案)P.23第5章1節(2)の業務内容に係る費用を示しているとの理解でよろしいでしょうか。	No.42の回答を参照ください。
48	7	第1	1	(9)	ア	事業の費用負担	『事業者が負担する改築に関する費用の10分の1のうち第1_1(8)エ③に示す残存価値相当額については、市が、残存価値を勘案し、その対価に相当する金銭を事業者に支払う。』とありますが、残存価値相当額とは、終了時の減価償却されていない部分（残価）に相当する額との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、現在国税庁との協議中であり、協議結果により、記載内容を改定することがありますので、ご了承ください。
49	7	第1	1	(9)	ア	①(ウ)改築に関する業務	「事業者は、改築に関する費用の10分の1相当額を負担する」とお示しされていますが、貴市はこれまでも下水道使用料から改築に関する費用としてその10分の1に当たる費用を予算化していたとの理解でよろしいでしょうか。この理解が正しいとした場合、その費用が利用料金に含まれる前提で本事業費が算定されとの理解でよろしいでしょうか。	現下水道会計における予算という認識であれば、下水道使用料とは別の費用により予算化しております。本事業では事業者に改築費用の10分の1の負担を求めていますので、利用料金に含まれることになりませんが、どれだけ利用料金として、見込むかは事業者の判断になります。
50	7	第1	1	(9)	ア	改築に関する業務	改築工事において、スライド条項適用により請負代金額の変更が発生した場合、増額分の1/10を事業者が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	7	第1	1	(9)	ア	その他の業務	宇部市下水道ストックマネジメント計画に基づいた状態監視保全資産の点検・調査について、国庫補助金が認められた場合の事業者負担割合をご教示いただけないでしょうか。	ストックマネジメント計画に基づく、点検・調査は市にて行いますので、事業者の負担はありません。
52	7	第1	1	(9)	ア	その他の業務	その他の業務に関する費用は全て事業者の負担となっていますが、その他の業務には交付金対象となる業務は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	8	第1	1	(9)	イ	包括的民間委託	サービス対価の支払い条件をお示しください。事業者の資金繰りを考慮し、1ヶ月単位等、細かい間隔での送金としていただく事は可能でしょうか。	毎月の支払いを想定しています。
54	8	第1	1	(9)	イ	包括的民間委託	「市は負担額の支払いに当たり、サービス対価として事業者へ支払うものとし」とありますが、サービス対価の支払い条件（支払いの分割方法や支払い時期等）をご教示ください。事業者の資金繰りを考慮すると、1ヶ月単位での支払いを希望します。	No.53の回答を参照ください。
55	8	第1	1	(9)	イ	包括的民間委託	サービス対価の支払い条件をご教示ください。事業者の資金繰りを考慮し、1ヶ月単位等、細かい間隔での送金としていただきたく存じます。	No.53の回答を参照ください。
56	8	第1	1	(9)	イ	包括的民間委託	雨水処理等の費用（一般会計からの繰出）の取扱いについてご教示いただけないでしょうか。	募集要項等に示します。
57	8	第1	1	(11)	イ	使用料等の改定	現時点で、貴市として計画されている使用料等の改定予定があれば、ご教示いただけないでしょうか。	現時点では、下水道使用料の改定予定はありません
58	8	第1	1	(11)	イ	使用料等の改定	『国内及び地域の経済動向』の指標、として想定されている具体的な項目をご教示下さい。また、10利用料金設定割合の改定第1(11)力にて「電力料金単価等の物価が著しく変動し」とありますが、物価の指標として、電力料金単価以外に想定されている具体的な項目があれば、ご教示いただけないでしょうか。	募集要項等に示します。
59	8	第1	1	(11)	イ	使用料等の改定	『事業計画の達成度を評価』とありますが、ここでの事業計画は本事業の事業計画と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	8	第1	1	(11)	イ	使用料等の改定	『事業計画の達成度を評価』とありますが、評価の対象として想定されている具体的な項目をご教示いただけないでしょうか。	現状想定している具体的な項目はありません。事業開始後のモニタリング等を通じて、達成度を評価していく予定です。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
61	8	第1	1	(11)	イ	使用料等の改定	『なお、あわせて利用料金割合（第 1_1（11）エに示す利用料金設定割合をいう。）の改定について協議を行う。この場合、当該時点での国内及び地域の経済動向、本市の下水道事業会計の財政状況等を勘案しつつ、事業計画の達成度を評価し、適切に協議を行うものとする。』とありますが、（11）アにありますとおり、『使用者が支払う金額は、汚水排出量が同じであれば、西部処理区と他の処理区で同一となる。』との観点から、ほかの処理区等の必要なデータを随時入手することは可能でしょうか。	事業開始後、必要に応じて開示いたします。
62	8	第1	1	(11)	イ	使用料等の改定	『事業者は、随時、料金改定に関して市に提案できる』『あわせて利用料金割合（第 1_1（11）エに示す利用料金設定割合をいう。）の改定について協議を行う。』とありますが、基本協定の締結後、本事業開始までの期間にも提案・協議は可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
63	8	第1	1	(11)	ウ	利用料金の定義	「徴収した利用料金を一定期間保管し、事業者に送金する。」とありますが、事業者の資金繰りを考慮し、1ヶ月単位等、細かい間隔での送金としていただく事は可能でしょうか。	毎月の支払いを想定しています。 ただし、No. 64の回答のとおり、徴収月により、毎月の支払い額が異なりますので、ご了承ください。
64	8	第1	1	(11)	ウ	保管期間	『市は、徴収した利用料金を一定期間保管し、事業者に送金する。』とありますが、一定期間とは、どの程度の期間を想定されてますでしょうか。	1～2か月程度と考えています。
65	8	第1	1	(11)	ウ	利用料金の定義	「市は、徴収した利用料金を一定期間保管し、事業者に送金する。」とありますが、検針から入金確認そして送金までの利用料金支払いプロセスをご教示頂けますでしょうか。できましたら図を使ってご説明頂けますと幸いです。	募集要項等に示します。 表現方法については、検討いたします。
66	8	第1	1	(11)	ウ	利用料金の定義	貴市は、「徴収した利用料金を一定期間保管し、事業者に送金する。」とありますが、事業者の資金繰りを考慮し、1ヶ月単位等、細かい間隔での送金としていただきたく存じます。	No. 63の回答を参照ください。
67	9	第1	1	(11)	ウ	利用料金の定義	処理区における過去5年間の有収水量と有収率をご教示いただけますでしょうか。	別途開示いたします。
68	9	第1	1	(11)	エ	利用料金の設定	応募者が提案時に用いる利用料金設定割合と、事業開始時に貴市が定める利用料金設定割合が、異なる場合もあるとの理解でよろしいでしょうか。	事業開始時に採用する利用料金割合は事業者から提案されたものとします。
69	9	第1	1	(11)	エ	利用料金の設定	『利用料金設定割合は、本事業に係る実施方針に関する条例等にその範囲を定め、規定する。』とありますが、本条例等および設定割合は公告時点で明示されるとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
70	9	第1	1	(11)	エ	利用料金設定	『利用料金設定割合は事業者からの提案とし、詳細は、市が募集要項等公表時に示す。』とありますが、募集要項等公表時に利用料金設定割合の上限が示されるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 69の回答を参照ください。
71	9	第1	1	(11)	オ	利用料金の構成	（表 2 項目-経営-租税公課）事業者に係る税金等については、事業者が改築に関する費用の10分の1相当額を負担した対象施設の固定資産税は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 施設の所有は市であるため固定資産税は市の費用となります。
72	9	第1	1	(11)	カ	事業環境の著しい変化	P 9 (11) カ、同じく P19（4）①、『事業者が収受する利用料金及びサービス対価が著しく減少し（以下略）』の「著しい」、同様に、P31別紙2の『運営権者が負担する費用が著しく増加する場合に発意可能』の「著しく」、また、P32別紙 3 の8物価変動の「必要に応じて」、さらにP33別紙3の24『著しい動力費の変動』の「著しい」、P33別紙3の17『急激な需要変動時』の「急激な」、P34別紙 3『著しい物価変動時』の「著しい」等の表現につきまして、詳細を定める実施契約書（案）では、閾値の目安となる条件等が定量的に明記されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、規定が困難な箇所については、条件をお示しできないことをご了承ください（例：法令等の変更による負担費用）
73	9	第1	1	(11)	カ	事業者の提案による利用料金設定割合の改定	① 事業者の提案による利用料金設定割合の改定について、『事業者は、第 1_1（11）イに示す料金改定に伴う利用料金設定割合の改定に関わらず、随時、利用料金設定割合の改定に関して市に提案できるものとする。』とありますが、基本協定の締結後、本事業開始までの期間にも提案することは可能でしょうか。	No. 62の回答を参照ください。
74	9	第1	1	(11)	カ	利用料金設定割合の改定	②及び別紙2で、事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定について複数のケースが列挙されていますが、①で「事業者は、…随時、利用料金設定割合の改定に関して市に提案できるものとする」とされているため、②のケース以外でも、事業者からは随時、①に基づき利用料金設定割合の改定について発意できるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	9	第1	1	(11)	カ	事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定	「直近の利用料金設定割合の設定（改定）時から、事業環境が著しく変化し、事業者の経営に影響を及ぼす場合、必要に応じて利用料金設定割合の改定を行う。事業環境の著しい変化とは、以下に示すものとし・・・」とありますが、（ア）～（ウ）について、増減および継続期間の具体的な数値は実施契約書（案）に示されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、No. 72の回答を参照ください。
76	10	第1	1	(11)	カ	利用料金設定割合の改定	『社会情勢等の変化』を示す指標として想定されている具体的な項目をご教示いただけないでしょうか。。	募集要項等に示します。
77	10	第1	1	(11)	カ	事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定	「著しく」という程度は主観により変化する可能性があると考えます。リスクへの対応費用を適切に積算するために定量的な指標をご提示いただけないでしょうか。	募集要項等に示します。
78	10	第1	1	(11)	カ	利用料金設定割合の改定	「上記（ア）から（ウ）までのほか、社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて下水道事業全体の公益上、改定の必要性が発生した場合、市は、利用料金設定割合の改定について事業者に協議を申し入れることができる。」とありますが、「社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて下水道事業全体の公益上、改定の必要性が発生した場合」について、具体例をお示しいただけないでしょうか。	社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて、公益上（下水道事業が社会経済情勢等の変化に対応し、公共の利益を守りながら、適切に運営）の観点で必要な場合にのみ、例外的に市が協議を申し入れるものであり、現時点で具体的な想定はしておりません。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
79	10	第1	1	(11)	キ	利用料金の未納者への対応	利用者及び支払状況等に関する情報は、どのようなタイミングでどのような情報が共有されるのでしょうか。	利用者に督促等を行った後、その指定期日までに納付が行われなかった者について、市と事業者との協議により定めた情報を法令に則った範囲で共有する予定です。
80	10	第1	1	(11)	キ	利用料金の未納者への対応	現況での未納率についてご教示いただけないでしょうか。	西部処理区以外の処理区を含めた全処理区域での下水道使用料未納状況（R5.10月末時点）は、未納件数10,418件、未納割合0.14%、未納金額56,388千円となっています。なお、R5決算における下水道使用料の不納欠損額は2,386千円（625件）となっています。
81	10	第1	1	(11)	キ	利用料金の未納者への対応	宇部市下水道条例第32条に基づく減額・免除の対象に利用料金も含まれますでしょうか。仮に含まれる場合、貴市によって減額・免除された利用料金相当額について、事業者は貴市から補償を受けることができると理解してよろしいでしょうか。	事業者が市長の承認を受けて、利用料金を減額等することができることとなっているため、市がその減額等した利用料金相当額を補償することは考えておりません。
82	10	第1	1	(11)	キ	利用料金の未納者への対応	下水道料金は公債権であり、滞納処分の対象と理解しております。利用料金も滞納処分の対象であると理解してよろしいでしょうか。仮に対象であれば、事業者が民法上の手続きを行うよりも、滞納処分を行う方が時間・コスト・何よりも執行力に鑑み有効な手段と考えますが、貴市のお考えをご教示いただけないでしょうか。	法に基づき対処いたします。
83	10	第1	1	(11)	キ	利用料金の未納者への対応	但書に「未収の利用料金は事業者の債権であり、債権回収は民法上の手続により事業者が行う。」とありますが、民法上の手続きを行うためには、利用者の氏名・住所等の情報が必要となると考えます。かかる情報は、貴市が個人情報保護法上の適切な措置をとった上で事業者へご提供いただけると理解してよろしいでしょうか。	法令に則り、対処したいと考えております。
84	10	第1	1	(11)	キ	利用料金未納者への対応	利用料金の回収は貴市が代行することから、事業者が行う民法上の債権回収において、対応の主体は事業者である前提で、貴市も必要に応じてご協力頂く（補助参加など）ことは可能でしょうか。	事業者が行う民法上の債権回収は、事業者が行うべきものと考えております。
85	10	第1	1	(12)		改築に関する留意事項	本事業開始前に貴市が実施する予定の工事があれば、工事内容と実施年度をご教示いただけないでしょうか。	別途開示いたします。
86	10	第1	1	(12)	ア	改築に関する留意事項	「・・・その場合、事業者は市に協力するものとする。」とありますが、事業者が貴市に協力をする内容を具体的に例示いただけないでしょうか。	改築工事を行ううえでの事業者との業務調整や作業ヤードの確保、また、工事に伴う設備養生、運転変更対応、試運転状況確認等を想定しております。
87	10	第1	1	(12)	ア	改築の実施	「ただし、市が公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、事業者と協議の上、対象施設について、市が改築を行うことがある。」とありますが、それに伴う費用及びリスクは、貴市が保有するとの理解でよろしいでしょうか。	市が改築を行う場合として、法令等の変更や緊急性を伴うものを想定しており、これに伴う維持管理等の増分は、双方での協議と考えています。ただし、市が改築を行う場合、事前に事業者と協議を行うこととしており、十分な協議により損害等が発生しないよう双方が意見を出し合うことを前提とします。
88	10	第1	1	(12)	ア	改築の実施	改築の対象設備や実施年度は、事業開始後の施設の劣化状況や事業計画の変更等により、事業期間中に変更できると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	10	第1	1	(12)	ア	改築の実施	『事業者は、実施契約に基づき対象施設の改築を行う。ただし、市が公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、事業者と協議の上、対象施設について、市が改築を行うことがある。その場合、事業者は市に協力するものとする。』とのことですが、本事業開始時に運営権設定対象施設の健全度が著しく低い場合、貴市の費用負担により貴市が改築を行うとの理解でよろしいでしょうか。	P20 第3_1(2)①により、事業開始後1年以内に限り、事業者は市に対し瑕疵担保請求できるものとしています。
90	10	第1	1	(12)	ア	改築の実施	『事業者は、実施契約に基づき対象施設の改築を行う。ただし、市が公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、事業者と協議の上、対象施設について、市が改築を行うことがある。その場合、事業者は市に協力するものとする。』とありますが、R4年度ストックマネジメント計画で改築計画されている事業は、R9年度までに貴市の費用負担により貴市で改築を行うとの理解でよろしいでしょうか。	R4年度策定のストックマネジメント計画ではR9年度までの改築計画としておりますが、事業開始後（R8及びR9）は事業者により改築することとなります。
91	10	第1	1	(12)	ア	改築の実施	『ただし、市が公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、事業者と協議の上、対象施設について、貴市が改築を行うことがある。』とありますが、公益上の理由の具体例を、ご教示いただけないでしょうか。	法令等の変更や緊急性を伴うもの、また、改築方法などで市と事業者で協議が成立せず、機能維持から改築を余儀なくされた場合などを想定しております。
92	10	第1	1	(12)	イ	改築を行った施設の所有	素案の質問において「事業者が自ら行った改築（貴市負担とならないもの）については、貴市の所有に属さないという認識でよろしいでしょうか。」との質問に対して、貴市は「ご理解のとおり」とご回答されております。この点、改築部分は施設に付合しており当該所有権は貴市にあるものと考えますが、改めて貴市のお考えをご教示いただけないでしょうか。	市の所有する資産、既存設備の改築等が生じ、工事完成後、市への引渡しが生じる場合には、ご理解のとおりです。実施方針（素案）No.120では、維持管理効率化等のため、事業者自らの資産として、設備等の設置を考えているとの判断より回答しております。
93	10	第1	1	(12)	イ	改築を行った施設の所有	事業者が改築に関する費用の10分の1相当額を負担していますが、改築を行った対象施設については10分の10が貴市の貴市の所有権とする理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	10	第1	1	(12)	ウ	改築の対象	『改築は、国補助金の対象となるものを基本とする。ただし、協議の上、市が公益上を理由に必要であると判断したときは、国補助金の対象とならない改築も実施可能とする。』とありますが、国補助金の対象にならない改築を実施する場合の改築に関する費用負担も、第1_1(9)ア①(ウ)と同様との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	10	第1	1	(12)	エ	本事業開始後に市が実施することを予定している工事	事業者は市と協議の上、協力するものとすると思いますが、必要以上の協力を求められ、事業者の負担が大きくなった場合は、貴市に費用を負担いただけますでしょうか。	事前に事業者と十分な協議を行うこととしており、損害が発生しないよう双方納得の上、実施します。
96	10	第1	1	(12)	エ	本事業開始後に市が実施することを予定している工事	「本事業開始後に市が実施する工事」とありますが、現段階で想定されている工事があればご教示いただけないでしょうか。	現段階では、想定している工事はありません。
97	10	第1	1	(12)	エ	本事業開始後に市が実施することを予定している工事	本事業開始後に貴市が実施を予定している工事で、発注が明らかになっている工事がありましたらご教示頂けますでしょうか。	No.96の回答を参照ください。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
98	10	第1	1	(12)	エ	本事業開始後に市が実施することを予定している工事	本事業開始後に貴市が実施する工事のうち、現時点で予定されていないけれども貴市が実施する工事があるとした場合、それはどのような種類の工事であるかご想定をご教示ください。	No. 96の回答を参照ください。
99	10	第1	1	(12)	エ	本事業開始後に市が実施することを予定している工事	『本事業開始後に市が実施する工事』の計画に、休止中の水処理施設撤去工事は含まれない想定との旨を、実施方針（素案）時の回答でいただきましたが、現状そのお考えに変更はないでしょうか。	変更はありません。
100	11	第1	1	(13)		運営権設定の範囲	西部浄化センターには運転を休止している施設や設備がありますが、これらの施設は運営権設定の対象外との理解で正しいでしょうか。また、西部浄化センターには運転を休止している施設や設備がありますが、これらの施設が運営権設定の対象となる場合、修繕等を行うことなく、事業期間終了まで残置するとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、運営権設定の対象とします。 後段については、ご理解のとおりです。ただし、現在休止中の設備に対し、事業者が必要と判断する設備がある場合には、別途協議といたします。
101	11	第1	1	(13)		情報開示対象	公有財産賃貸借契約の対象となる用地・施設の図面および事業者譲渡対象資産のリストを、ご開示いただけないでしょうか。	前段については、開示予定はありません。 後段については、募集要項等に示します。
102	11	第1	2	(1)	ア	選定基準	(1)選定基準　ア『事業期間を通じた財政負担の軽減が期待できること。』、イ『市の財政負担が同一の水準にある場合においても公共サービスの向上が期待できること。』とありますが、改築費の削減、包括的民間委託費の削減の提案は、選定基準（評価対象）に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に示します。
103	11	第1	2	(1)	イ	選定基準	貴市の財政負担が増えたとしても、公共サービス水準の向上が期待できる場合は、選定対象となりますでしょうか。	選定対象になりません。
104	11	第1	2	(2)		選定結果の公表	特定事業選定の際のPSCの算定は予測される物価や人件費の上昇を加味して頂けるでしょうか。また、算定結果の内容についてある程度費目ごとに理由や具体的算定根拠をお示し頂けますか。	前段について、物価や人件費の上昇は加味しません。 後段について、算定結果の開示はいたしません。
105	12	第2	2			募集及び選定スケジュール	競争的対話に要する期間は、実施方針（素案）では4ヶ月ありましたが、実施方針（案）では2ヶ月に短縮されています。この期間において、応募者からの要望があれば競争的対話は複数回実施されるという理解でよいでしょうか。なお、競争的対話は発注者と応募者の理解の齟齬を埋めるために双方にとって重要な機会と認識しています。	ご理解のとおりです。
106	13	第2	3	(1)		宇部市公共下水道西部処理区運営事業者選定委員会の設置	『本事業の内容に関して情報を得るため、委員に対して、直接、間接を問わず接触を試みた場合は、本事業の応募参加資格を失う。』とありますが、他業務や表敬訪問等による接触は問題無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	13	第2	3	(5)		競争的対話の実施	「競争的対話の結果は、期間終了後、終了宣言として公表する。」とありますが、提案検討の迅速化及び精度の向上のため、全体の終了を待たずして個々の事業者へ個別に回答をいただくことは可能でしょうか。	回答内容は、齟齬のないよう、個々の事業者と調整した後、終了宣言し公表します。
108	14	第2	4	(1)	④	応募者の構成	代表企業はコンソーシアム構成員から任意で定めてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	14	第2	4	(1)	⑥	応募者の構成	『参加資格審査書類の提出以降、応募企業、代表企業及びコンソーシアム構成員の変更は原則として認めない。』とありますが、事業期間中において、コンソーシアム構成員の変更を計画する提案は可能でしょうか。	やむを得ない理由が生じ、市が認めた場合変更を可能とします。
110	14	第2	4	(1)		応募者の構成	⑧に本事業は株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資制度の対象事業であり、応募者は自らの責任において当該出融資を利用することを前提として応募することができるとありますが、これは利用しなくてよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	15	第2	4	(3)	①②	応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件	①②を満たす出資者が含まれていれば、SPC最大出資者には①と②両方の実績が無くても構わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	15	第2	4	(3)	①②	応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件	SPCの最大出資者は、①②の両方またはいずれかを満たすとの理解でよろしいでしょうか。	①及び②を満たすコンソーシアム構成員から構成されていれば問題ありません。
113	16	第2	5	(2)		SPC の設立	SPCの本社所在地を西部浄化センター内とし、無償にて借用することは可能でしょうか。また、SPCの所在地は西部浄化センター内とすることは可能でしょうか。	可能です。
114	16	第2	5	(5)		実施契約の締結	実施方針（素案）の質問回No. 167において、「優先交渉権者選定後に、実施契約書の調整の協議は実施させて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。」との質問に対して、「修正します」との回答をいただいておりますが、修正が反映されていないようです。ご確認ください。	なお、以降を「実施契約書（案）」の内容は、優先交渉権者の決定前に確定することができなかったもの及び軽微なもの以外は変更しない。」に修正します。
115	17	第2	5	(6)		事業者譲渡対象資産の譲受	譲渡対象資産の品目とその価格内訳を含む予定価格は公表されるご予定でしょうか。	譲渡対象資産の品目について、募集要項等に示します。
116	17	第2	5	(6)		事業者譲渡対象資産の譲渡	『事業者は、本事業開始日に事業者譲渡対象資産を市から譲り受ける。』とありますが、「事業者譲渡対象資産」の内容及び予定価格は募集要項の公告段階で提示されるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 115の回答を参照ください。
117	17	第2	5	(6)		事業者譲渡対象資産の譲受	譲渡対象資産の目録及び譲渡予定価格は募集要項等にて示されるという理解でよいでしょうか。	No. 115の回答を参照ください。
118	17	第2	6	(1)		著作権	『応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属する。ただし、市が本事業の公表等に関し、必要と判断した場合は、無償で利用できるものとする。』とありますが、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）は著作者だけが持つことができることを踏まえ、譲渡したり、相続したりすることはできないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、実施方針素案質問No. 170及び171のとおり、事前に協議を実施するため、ご協力いただけますようお願いします。
119	17	第2	6	(1)		著作権	必要と判断し、事業者の了承を得た場合に、無償で使用できるとさせていただけないでしょうか。	応募者と協議し、承諾を得てから公表します。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
120	17	第2	6	(1)		提案書類の取扱い	提案内容には事業者の利益に直結するような知的財産に関する情報が含まれる場合があります。公表前には事業者の承諾を得てから実施する旨の記載を追記いただけないでしょうか。	No. 119の回答を参照ください。
121	18	第3				民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	貴市が現時点で締結している契約等のうち、事業者に引き継がれる契約等がありましたらご教示ください。	募集要項等で示します。
122	18	第3	1			リスク分担の基本的な考え方	本節記述と別紙3でのリスク分担表について、記載に異なる部分があった場合は別紙3が優先されるとの理解でよろしいでしょうか。	本節記述が優先され、本節記述より今後提示する契約書（案）が優先されます。
123	18	第3	1			リスク分担の基本的な考え方	「必要に応じて利用料金設定割合の改定及びサービス対価の変更を行う」際には、第1の1節(11)項「イ使用料等の改定」にあるとおり、事業者から提案があれば、利用料金設定割合の改定及びサービス対価の変更と併せて「使用料等の改定」についても協議いただける、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
124	18	第3	1			リスク分担の基本的な考え方	『事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクは、実施契約等に特段の定めのない限り、事業者が負うものとする。（中略）なお、市及び事業者の両者での対応が必要な事項や分担の境界については必要に応じて協議を行う。』とありますが、業務に伴い発生するリスクとは別に、施設で双方に帰責性（責任）のない、想定外の損失が「業務外」生じた場合、例えばその施設に係る損失については、施設の所有者である貴市側が全額負担するものとの理解でよろしいでしょうか。	事象により双方協議の上、決定します。
125	18	第3	1	(1)		不可抗力	不可抗力には雷を含むという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
126	18	第3	1	(1)		不可抗力	P. 18において、不可抗力は例外的に貴市がリスク分担する事項として記載されていますが、P. 26(3)イ②では、「当該不可抗力により市及び事業者に生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。」と記載されています。両社の関係についてご教示いただけますでしょうか。	前者は不可抗力後に事業契約を継続する場合、後者は不可抗力後に事業契約を解除する場合です。
127	18	第3	1	(1)		不可抗力	西部処理区運営事業実施方針（素案）に関する質問書No.174で、BCPの作成はSPCが行うとご回答を頂いておりますが、具体的な内容や要件について、基準があればご教示いただけないでしょうか。	基準や要件はございません。要求水準書第3_5（1）業務継続計画書の作成を参照ください。
128	18	第3	1	(1)	②	BCPについて	『市が事業の継続のために必要と判断した場合、事業者は市の指示に従う義務がある。』とありますが、貴市が事業の継続のために必要と判断した場合とはどのような場合か、可能でしたら具体的に、ご教示いただけないでしょうか。	不可抗力発生に伴い、その対応がBCPによらない場合などを想定しています。
129	18	第3	1	(1)	②	BCPについて	『市が事業の継続のために必要と判断した場合、事業者は市の指示に従う義務がある。』とありますが、他方、事業者サイドでは要求水準書にある通り、貴市の対応と整合したBCP作成を求められています。このBCPと貴市が事業の継続のために必要と判断した場合の指示が矛盾するような事象が発生した場合、貴市の指示に従うのが正であるとの理解でよろしいでしょうか。また、その場合に生じた損害は貴市側の負担との認識でよろしいでしょうか。	前段については、市の指示が優先します。 後段の負担は第3_1（1）⑤のとおりです。
130	18	第3	1	(1)	⑤	不可抗力	不可抗力において、事業者が負担する復旧にかかる費用は、「災害復旧事業等の復旧に要する総事業費が一定額未満のもの」、「事業者による設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたと認められるもの」及び「維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたと認められるもの」に限られると理解してよろしいでしょうか。	募集要項等に示します。
131	18	第3	1	(1)	⑤	不可抗力	『ただし、災害復旧事業等の復旧に要する総事業費が一定額未満のもの、事業者による設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたと認められるもの及び維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたと認められるものについては、事業者の負担とする。』とありますが、「一定額」については、公告時点で明示されるとの理解でよろしいでしょうか。	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に準拠する方針です。
132	18	第3	1	(1)	⑤	不可抗力事象により生じた被害の復旧に係る費用	「事業者による設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたと認められるもの及び維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたと認められるもののみ事業者の負担とする。」へと変更いただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。 なお、詳細は、募集要項等に示します。
133	18	第3	1	(1)	⑤	不可抗力	不可抗力現象による生じた被害の復旧にかかる費用について、一定額未満については事業者負担とされています。P32リスク分担表10不可抗力においても、保険により対応可能な範囲は事業者が負担する旨記載されています。当該事案については、運営権対象施設に関する内容にのみ対象となるのでしょうか。包括委託の対象施設に関しては、当該事案に関して事業者負担とはそぐわないものと思慮します。	募集要項等に示します。
134	18	第3	1	(2)	①	対象施設の物理的な瑕疵	対象施設の物理的な瑕疵には既存不適格（法令等上又は要求水準上求められる基準を満たさないこととなる物理的な瑕疵）が含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
135	18	第3	1	(2)	①	瑕疵担保の請求の期間	瑕疵担保請求の期間を事業開始後1年とありますが、公共約款記載の瑕疵担保および年間を通した運営で明らかになる事象もありますので、瑕疵担保請求の期間を2年に変更していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
136	18	第3	1	(2)	①	対象施設の瑕疵及び契約不適合に関する責任	開示いただいた資料情報に瑕疵があり、事業費用に影響がある場合には、再度協議を行い、利用料金の改定を認めていただけるとの考えでよろしいでしょうか。	開示した資料だけではなく、目視など総合的に確認できるものは対象外と考えています。
137	18	第3	1	(2)	①	対象施設の瑕疵及び契約不適合に関する責任	対象施設及び事象者譲渡対象資産に瑕疵があった場合の担保責任について、民法上の契約不適合責任に合わせた条件（隠れたる物理的な瑕疵⇒契約不適合があった場合、本事業開始後1年以内⇒不適合を知ったときから1年以内、等）に修正していただくことは可能でしょうか。（事業期間終了時に事業者から貴市へ対象施設を引き渡す際に適用される基準は要求水準書にて定められておりますので、貴市から対象施設を事業者に引き渡す際にも同様に契約不適合責任の対象を定められると理解しております。）	原案のとおりとします。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
138	18	第3	1	(2)	①	対象施設の瑕疵及び契約不適合に関する責任	ただし書きにおける「対象施設の点検・調査後」とはいつの時点の点検・調査を指すのでしょうか。ただし書がかかっているのは、直前の文章「また、事業者が当該瑕疵を発見することが困難であったと認められる場合…」との理解でよろしいでしょうか。（点検・調査で発見することが困難な瑕疵の負担について定めているのが本号であり、当該ただし書を適用することで実質全て事業者負担となるのではないかと懸念しております。）	前段について、事業者による対象施設の点検・調査後です。 後段について、ご理解のとおりです。
139	18	第3	1	(2)	①	対処施設の瑕疵及び契約不適合に関する責任	「ただし、対象施設の点検・調査後は、事業者の負担とする」とありますが、点検・調査を行わなければそもそも瑕疵担保請求の事由を発見することができません。「対象施設の点検・調査により瑕疵担保請求が不要と判断された後は」等の表現を追加検討頂けますでしょうか。	原案のとおりとします。
140	18	第3	1	(2)	①	①対象施設の瑕疵及び契約不適合に関する責任	対象施設及び事業者譲渡対象資産について、貴市で把握している瑕疵に関する情報は開示していただけるという理解でよろしいでしょうか。	運転支障をきたす、瑕疵はありません。
141	18	第3	1	(2)	①	対象施設の瑕疵及び契約不適合に関する責任	対象施設及び事業者譲渡対象資産に関し、貴市において現状認識している不具合（瑕疵）については、別途一覧等を開示頂けますでしょうか。	No. 140の回答を参照ください
142	18	第3	1	(2)	①	対象施設の瑕疵及び契約不適合に関する責任	瑕疵担保責任に係る規律は、2020年4月1日以降、契約不適合責任に係る規律へと一本化されましたが、本事業の対象施設や事業者譲渡対象資産の不具合との関係では契約不適合責任はどのような扱いになるのでしょうか。	ここでは市から事業者に運営が移行する時（本事業以前に発生していたもの）を瑕疵、事業終了後事業者から市に引き渡すとき（本事業で発生）を不適合としています。
143	19	第3	1	(2)	②	対象施設の瑕疵及び契約不適合に関する責任	「不適合を知ったときから１年以内に限り」とありますが、①と同様に譲渡後1年以内に限りとお願いできますでしょうか。	「・・・ただし、本事業終了日から１年以内を期限とする。」を追加します。
144	19	第3	1	(2)	②	対象施設の瑕疵及び契約不適合に関する責任	「契約不適合請求」の具体的な内容・期間制限についてご教示ください。	募集要項等に示します。
145	19	第3	1	(2)	②	対象施設の瑕疵及び契約不適合に関する責任	「契約不適合請求」に関し、商法526条が適用されるものと認識してよろしいでしょうか。	契約書（案）で定める条項が適用されます。
146	19	第3	1	(2)	②	対処施設の瑕疵及び契約不適合に関する責任	「不適合を知ったときから1年以内に限り」とありますが、この条件を置かれると事業者はいつまでもSPCを清算することができず過度のコストを持つことになってしまいます。ついては、この部分の記述を「事業終了後１年以内」にご変更頂けないでしょうか。	No. 143の回答を参照ください。
147	19	第3	1	(2)	②	対象施設の瑕疵及び契約不適合に関する責任	②において、「対象施設及び事業者から市への譲渡対象資産に契約不適合があった場合、 <u>不適合を知ったときから</u> １年以内に限り、市は事業者に対して契約不適合請求を行うことができる」とありますが、「不適合を知った時から」では、契約不適合請求の時期が不明確で、何年先に請求（契約不適合請求の時期までSPCを解散できない）があるか解りませんので、①と同じように、文末に「ただし、対象施設の点検・調査後は、市の負担とする。」を追記して頂けないでしょうか。	No. 143の回答を参照ください。
148	19	第3	1	(2)	②	対象施設の瑕疵及び契約不適合に関する責任	「対象施設及び事業者から市への譲渡対象資産に契約不適合があった場合、不適合を知ったときから1年以内に限り、市は事業者に対して契約不適合請求を行うことができる」とありますが、「不適合を知ったときから」とすると契約不適合責任期間の客観的な期間は、「引渡し後10年」となると存じます（民法第166条第1項第2号）。 引渡し後10年は非常に長期であり、施設の契約不適合と維持・管理業務の不完全履行又は経年劣化とを明確に区分することが難しいこととなります。素案では「本事業終了日から1年以内に限り」とされておりました。また、素案の貴市の質疑回答でも貴市は「本事業終了日から1年以内」であることを確認されております。 つきましては、「不適合を知ったときから」と主観的要件とすると契約不適合責任期間の客観的な期間は「引渡し後10年」となり、素案と比べて10倍の年数となりますので、素案の文言に戻していただきたくお願い申し上げます。	No. 143の回答を参照ください。
149	19	第3	1	(3)		国の特定法令等変更及び市の特定条例等変更	「本事業期間中に、下水道事業にのみ適用され、事業者に不利な影響を及ぼす国の法令及び政策等の変更により実施契約に定める一定の事由（以下「特定法令等変更」という。）が生じた場合、市及び事業者が生じた損失は各自が負担する。」とありますが、この記述内容は公共施設等運営事業であれば理解できるものの、包括的民間委託にも適用する場合は事業者側にリスクを寄せすぎているように思えます。できましたら『包括的民間委託については本事業に直接影響を与える法令変更に起因した増加費用はサービス対価の変更対象にする』のような内容にご変更頂けますでしょうか。	原案のとおりとします。
150	19	第3	1	(3)		国の特定法令等変更及び市の特定条例等変更	「特定法令等変更が生じた場合、市及び事業者が生じた損失は各自が負担する。」とありますが、「原則として、市と事業者との間で協議の上でリスク分担を行う」との認識でよろしいでしょうか。	必要に応じて協議します。
151	19	第3	1	(3)		国の特定法令等変更及び市の特定条例等変更	民間包括委託事業において、特定法令等変更について、契約時に予測が困難であり、かつ事業者の責めに帰すべき事由とはいえないため、この場合においても、利用料金設定割合の改定及びサービス対価の変更について協議を行うことができる条件へ変更していただくことは可能でしょうか。	No. 150の回答を参照ください。
152	19	第3	1	(3)		国の特定法令等変更及び市の特定条例等変更	本事業以外にも適用される条例等の変更であっても、本事業に直接適用され影響を与えるものについては、契約時に予測が困難であり、かつ事業者の責めに帰すべき事由とは言えないため本項の対象としていただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
153	19	第3	2	(3)		国の特定法令等変更及び市の特定条例等変更	下水道法改正により、水質測定頻度が高まるなど事業者の負担が増えた場合には、貴市でご負担いただけますでしょうか。	(3)①の原案のとおり、市の負担とはなりません。 なお、第1_1（11）カ②に記載の利用料金設定割合の改定を妨げるものではありません。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
154	19	第3	1	(3)	①	国の特定法令等変更及び市の特定条例等変更	下水道事業にのみ適用される法令変更は各自の負担とありますが、下水道事業にのみ適用される法令は、法人税の改正などと異なり、業種に関係なく法人全般に適用される法令ではありませんので、これを事業者が負担するのは厳しいものがあります。また、他の水道事業関連のコンセッションにおいても、かかる法令変更による事業者の損失を利用料金と使用料との按分率を変更するなどして自治体側が負担する旨を契約書で明示していると存じます。かかる法令変更により事業者に生じる損失は、貴市で補償するようご検討いただきたくお願い申し上げます。	No. 153の回答を参照ください。
155	19	第3	1	(4)		需要変動	将来の利用料金の増減にかかわりますので、事業期間における人口増減等に伴う、３０年間の利用者数の増減及び処理水量の増減の予測をご教授いただけないでしょうか。	利用者数について、開示予定はありません。 なお、有収水量、流入水量の予測値は、要求水準書別紙３に提示しています。
156	19	第3	1	(4)		需要の変動	応募者は「要求水準書（案）別紙3の流入水量予測」に基づき、30年間の需要変動を勘案して提案を行うことになります。利用料金設定割合の改定やサービス対価の変更については、著しい需要変動時に限らず、当該流入水量予測から一定以上の変動が発生した場合に定量的に計算される制度をご検討いただけないでしょうか。	募集要項等で示します。
157	19	第3	1	(5)		物価の変動	提案時において応募者が長期間（30年間）の物価変動を予測することは不可能であり、30年間にわたる物価変動リスクを事業者が負担することは現実的ではありません。物価変動に起因する利用料金設定割合の改定及びサービス対価の変更については、著しい変動に限らず、一定以上の変動が発生した場合に定量的に計算される制度をご検討いただけないでしょうか。	No. 156の回答を参照ください。
158	19	第3	1	(5)		物価の変動	事業者の収入及び費用が著しく増減し、さらに継続的に事業者の収入及び費用が増減することが予想される場合、必要に応じて利用料金設定割合の改定及びサービス対価の変更を行う。とありますが、増減および継続期間の具体的な数値は実施契約書（案）に示されるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等で示します。
159	19	第3	1	(6)	②	国補助金制度の変更等	要望額に対して交付額が相違することにより、交付額に応じた事業に見直しを行った結果、要求水準が未達（提案不履行含む）となる恐れがある場合の取扱いについて明示いただけないでしょうか。	市と事業者で協議して改築内容を決定するので、交付額の相違により未達を問われることはありません。
160	19	第3	2			対象事業におけるサービスの水準	事業対象施設「等」とは、運営権設定対象施設と、本事業において包括的民間委託の対象となる運営権設定対象施設以外の施設を指すものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
161	20	第3	4			事業者に対するインセンティブ	包括的民間委託の部分に関してプロフィットシェアを導入予定とのことですが、シェアの割合等具体的な内容についてはどのように決められるのでしょうか（予めお示しいただけるのでしょうか。）。	シェアの割合について、募集要項等に示します。
162	20	第3	4			事業者に対するインセンティブ	前段の「事業者の創意工夫～」の一文については、公共施設等運営事業に関するものと認識してよろしいでしょうか。あるいは、公共施設等運営事業と包括的民間委託の双方に係るものでしょうか。	公共施設等運営事業に関するものです。
163	20	第3	4			事業に対するインセンティブ	プロフィットシェアの導入を予定しているとありますが、ロスシェアの導入もあわせて予定しているという理解でよろしいでしょうか。	ロスシェアの導入は想定しておりません。
164	20	第3	4			事業者に対するインセンティブ	『縮減額に関してプロフィットシェア（入札時に提出する計画以上に縮減した場合、縮減分を市と事業者でシェアする）』とありますが、要求水準段階で対象となる予算項目やシェア割合等がありましたら、ご教示いただけないでしょうか。	No. 161の回答を参照ください。
165	20	第3	4			事業者に対するインセンティブ	効果的な運転管理・保安全管理を行うため、ポンプ場などの施設にICT機器の設置を行うことは可能でしょうか。	No. 31の回答を参照ください。
166	20	第3	4			事業者に対するインセンティブ	本項の第一文「事業者の創意工夫、効率的な運転管理によって生じる経費節減による支出減については、原則として全額を事業者に帰属させるものとする。」の内容は公共施設等運営事業を対象とした規定でしょうか。	No. 162の回答を参照ください。
167	20	第3	4			事業者に対するインセンティブ	「要求水準書に定める業務の水準を低下させることなく、契約後に新たな提案（効果的な手法、新技術導入等）により縮減した場合、縮減額に関してプロフィットシェア（入札時に提出する計画以上に縮減した場合、縮減分を市と事業者でシェアする）を導入する予定である。」とありますが、シェア率は協議により決定するという認識でよろしいでしょうか。	No. 161の回答を参照願います。
168	20	第3	5			要求水準違反時のペナルティ	詳細は『基本計画書(案)に示す』とありますが、この書面が公表されてからの質問は可能でしょうか。	募集要項等公表後、質問期間を設ける予定です。
169	20	第3	5			要求水準違反時のペナルティ	『事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準を遵守することができなかった場合』に市は事業者へ改善措置が求め、ペナルティを課すとあります。要求水準が未達の場合に、それが事業者の責めに帰すべき事由によるものであること（落ち度、帰責性）の判断の指針について、モニタリング基本計画書（案）公表時に併せていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
170	20	第3	6			保険	開示資料において、貴市が加入している保険内容を開示いただきましたが、建物共済は民間企業は加入できないため、同一水準の補償を求める場合には民間保険（火災保険等）への加入が必要となります。その場合には保険料が建物共済と比して高額となることから、PSCの算定においてはご考慮いただきたくお願い申し上げます。	ご意見として承ります。 なお、本事業対象施設の建物共済は、事業開始後も市が加入する予定です。
171	20	第3	6			保険	事業者が付保すべき保険および保険の内容というのは、事業者側で任意に決定するものとの理解でよろしいでしょうか。	現擅家では、市は、事業者に対し、保険の付保を義務付けない方針です。 ただし、本事業の運営に際し、安定性の確保に必要となる保険を自らの判断で適宜付保してください。
172	21	第3	7	(2)	ア	事業者の株式の新規発行及び処分	本完全無議決権株式は「いつでも自由に処分することができる」とありますが、他方、16頁の第2・5・(6)では「SPCが発行するすべての株式は、譲渡の承認には、SPCの承認機関に加えて市の承諾を必要とする」とされています。どちらの文言に従えばよろしいでしょうか。	P16_第2_5（2）のなお、以降を削除します。
173	22	第4	1	(2)		事業用地の貸付に関する事項	任意事業における公有財産賃貸借使用料の開示を希望いたします。	No. 28の回答を参照ください。
174	22	第4	1	(2)		事業用地の貸付に関する事項	「事業者が第11(7)ア③」と記載があります。この「第11(7)ア③」の該当部分についてご教示ください。	第1_1（7）ア③の誤字です。修正します。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
175	22	第4	1	(2)		事業用地の貸付に関する事項	事業用地の利用（地上・地中）に関して、①法令や貴市条例による制限、②実務上の制限（埋設配管等）などがありましたらご教示ください。	具体的な施設等を指定して、別途協議願います。
176	22	第4	1	(2)		事業用地の貸付に関する事項	事業用地の利用形態によっては、施設の既設受変電設備等に改修工事が必要となる場合が考えられますが、事業者の負担において、当該改修工事を行うことは可能でしょうか。	技術的な問題や既存施設への影響がなければ可能です。
177	25	第6	1			事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	後段に「・・・市の検査に合格する部分があるときは、当該部分に相応するサービス対価を支払う。」とありますが、この「サービス対価」とは、包括的民間委託と言う「サービス対価」の意味でしょうか。記述内容は包括的民間委託について記載されているように思われますが、運営権対象施設の業務についても同様に、「当該部分に相応する利用料金を支払う」との理解でよろしいでしょうか。	実施契約書（案）に詳細を示しますが、本契約の解除前の収受した利用料金について、市と協議の上、清算を行う方針です。
178	25	第6	1	(1)		構成員の破綻等による契約不履行/解除による違約金の発生	優先交渉権者選定後に、優先交渉権者構成員の責めに帰すべき事由により実施契約の締結に至らなかった場合の条件は、基本協定書（案）に示される理解でよろしいでしょうか。またその際は、特段の金銭的なペナルティはないとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、募集要項等を公表後確認ください。
179	25	第6	1	(2)	ア	解除事由	『①市は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、事業者に対し、6ヶ月以上前に通知することにより実施契約を解除することができる。』とありますが、「公益上やむを得ない必要が生じたとき」の具体例があれば、ご教示いただけないでしょうか。	PFI法第29条第1項2号に規定される公益上やむを得ない必要が生じたときであり、現時点では、具体的に想定していません。
180	25	第6	1	(2)	イ	市事由解除又は終了	「市が運営権設定対象施設の所有権を有しなくなったことによる契約終了の場合」とありますが、どのような理由で貴市が運営権設定対象施設の所有権を有しなくなることがあるのでしょうか。	運営権設定対象施設の所有権を有しなくなることを想定しておりませんが、災害等に起因して、市の政策判断により、西部浄化センターを廃止せざるを得ない状況になった場合を規定しております。
181	30	別紙1				脚注※1	『附帯提案事業に関する工事とは、例えば、汚泥消化工程導入に伴う消化タンク設備や消化ガス発電設備の導入等をいい、その費用負担は義務事業の費用と同様に市とする。』とのことですが、費用負担は、第1_1(9)ア①(ウ)と同様に、事業者は、改築に関する費用の10分の1相当額を負担し、残り10分の9相当額を貴市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
182	30	別紙1				下水道法上の事業計画の協議遅れ	業務対象範囲に事業計画書の作成とありますが、これが下水道法上のものであるとの理解でよろしいでしょうか。下水道法上の事業計画である場合、都計法認可の作成業務や貴市に同行しての県協議・申請業務は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ここでの事業計画書の作成は、第1_1（7）ア①（7）における事業計画書の作成であり、下水道法上の事業計画書の作成ではありません。
183	30	別紙1				PFI 法等における用語と本事業における用語の関係性	「任意事業の実施に必要な設備の導入とは、例えば太陽光発電設備の導入等をいい、その費用負担は、事業者又は応募企業とする。」とありますが、任意事業で太陽光発電を導入する場合、環境省の補助金活用は可能でしょうか。	任意事業は事業者の責任で行うので、環境省の補助金活用が可能かどうかを、市が回答するものではないのではないかと考えます。
184	30	別紙1	※2			任意事業の実施に必要な設備を導入すること	残存価値の計算方法をご教示ください。	現時点で計算方法を規定する予定はありません。 なお、売却価格（残存価値を勘案して買い取る価格）は、市及び事業者の指名する評価専門家等の協議により合意した時価算定方法をもとに決定する等、公正な手続きにより算定するものとします。
185	31	別紙2				利用料金設定割合の改定に関する事業者発意のケース	著しい物価変動を判断するベースとなる月度は提案時の積算月度であり、かつ提案時の積算に用いる物価の月度は募集要項等で示されるとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項等で示します。
186	32	別紙3				リスク分担表	本別紙3リスク分担表は公共施設等運営事業と包括的民間委託とが一体で表現されていますが、求められる業務水準、事業者の責任の範囲が両者では異なることから、当該リスク分担表を分離して頂けますでしょうか。その方が官民ともに管理が容易になり、齟齬が防止出来るものと考えます。	本事業は、公共施設等運営事業と包括的民間委託を一体的に実施する事業であり、リスク分担表は、原案のとおりとします。リスク分担は契約書（案）に記載することになります。
187	32	別紙3				リスク分担表	包括的民間委託と運営権対象業務の各々におけるリスク分担を明確にさせていただくことを希望いたします。	No. 186の回答をご参照ください。
188	32～34	別紙3				リスク分担表	運営権設定事業と包括的民間委託では事業の主体が異なることからリスク負担に関する考え方も異なるものと思料します。リスク分担表を事業の形態に合わせて運営権設定事業と包括的民間委託で別々に定めることは可能でしょうか。	No. 186の回答をご参照ください。
189	32	別紙3	4			住民対応	リスクの内容『事業の行為に起因して発生する反対運動、訴訟、苦情等』とありますが、これまでに事例があれば、ご教示いただけないでしょうか。	別途開示いたします。
190	32	別紙3	5			第三者賠償	対象施設以外の管路や施設に起因する損害については、事業者側でリスクを負担しないことを明記していただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。事業対象外の施設に起因する損害は、事業者責任でない限り負担しないことは自明と考えます。
191	32	別紙3	6			環境問題	リスクの内容「事業者による施設の供用に伴い発生する騒音、振動、大気汚染、臭気等の環境問題」とありますが、これまでに事例があれば、ご教示いただけないでしょうか。	浜田ポンプ場において、バキューム作業中に騒音の苦情が有り。 厚南ポンプ場において、除草作業の苦情が有り。
192	32	別紙3	6			環境問題	『事業者による施設の供用に伴い発生する騒音、振動、大気汚染、臭気等の環境問題』のリスク負担者が事業者となっています。「施設の供用に伴い」とは事業者による改築更新後のことを指しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
193	32	別紙3	6			6環境問題	貴市がこれまで行ってきた使用方法によって発生した環境問題については、貴市の責任であると考えます。	ご理解のとおりです。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
194	32	別紙 3	10			10 不可抗力 上記以外（事業者の経営努力で対応するもの）	リスク対応の考え方に「国庫負担法に該当せず、保険によっても対応が不可能な不可抗力については、事業者が経営努力により事業維持を目指す。」とありますが、事業維持のためには、利用料金設定割合の改訂も可能との認識でよろしいでしょうか。また、「国庫負担法に該当せず、保険によっても対応が不可能な不可抗力」とはいかなる事象を貴市は想定されておりますか、ご教示ください。	前段について、利用料金設定割合改定等が必要になる場合は、経営努力で負担しきれないものに該当すると考えます。 後段について、国庫負担法や保険で対応できるもの以外を想定しています。
195	32	別紙 3	10			不可抗力	『国庫負担法に該当せず、保険によっても対応が不可能な不可抗力については、事業者が経営努力により事業維持を目指す。』『経営努力を行ってもなおリスクを負担しきれない場合については、市が負担する。』とありますが、リスク分担の起点となる「経営努力」について、定量的なパラメーターを例示していただくことは可能でしょうか。	定量的に設定することは困難と考えます。
196	32	別紙 3	10			不可抗力における保険	貴市が予め指定する保険商品名または種類と、その補償条件等をご教示いただけないでしょうか。	No. 171の回答を参照ください。
197	32	別紙 3	10			共通 その他 10不可抗力	リスク分担表記載の通り、国庫負担法に該当する天災以外の人為的事象など市及び事業者のいずれの責めにも帰すべからざる不可抗力についても、貴市の負担と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
198	32	別紙 3	10			共通 その他 10不可抗力	国庫負担法に該当せず、保険によっても対応が不可能な不可抗力については、事業者が経営努力により事業維持を目指す。とありますが、リスクの明確化および対応の迅速化のために、BCPに基づく初動対応について、年度対応費用の上限額を明示いただけないでしょうか。	明示は困難であるため、事象発生の際に協議により決定します。
199	33	別紙 3	16			料金未払	リスクの内容『使用料の滞納による利用料金収入の減少』について、現状の利用料金収入の目論見に対する収入の減少割合を、ご教示いただけないでしょうか。	検討し、必要に応じて資料を開示します。
200	33	別紙 3	16			料金未払	料金徴収業務を貴市が実施するにもかかわらず料金未払いが運営権者である理由をご教示いただけないでしょうか。	実施方針P10 1-1（1 1）キのとおり、未収の利用料金は事業者の債務になるため運営権者となります。
201	33	別紙 3	16			経営 16料金未払	料金未払いで使用料の滞納による利用料金収入の減少が事業者負担となっておりますが、住民（使用者）の未納（不払い）リスクは直接徴収していない事業者としてはコントロールできないリスクであり、貴市の負担としていただけないでしょうか。	No. 200の回答をご参照ください。
202	33	別紙 3	16			16料金未払	「使用料の滞納による利用料金収入の減少」とありますが、「使用料等の滞納」の誤記と思われます。	修正いたします。
203	33	別紙 3	17			リスク分担表	17 需要変動 本リスク分担表では、包括的民間委託も需要変動に伴うリスクを事業者が負うことになっておりますが、包括的民間委託としては事業者にリスクを寄せすぎているように思えます。本リスクの包括的民間委託における負担者を貴市にご変更頂けますでしょうか。	必要に応じて利用料金設定割合改定等を行うこととしておりますので、原案のとおりとします。
204	33	別紙 3	19			維持管理 19水量の変動	「通常取りうる措置での対応」の定義は、運転管理上の工夫による対応を示し、改築や修繕は含まないという認識でよろしいでしょうか。	改築は含まれません。
205	33	別紙 3	19			リスク分担表	19 水量の変動 「要求水準で設定した範囲を超える水量が流入する場合で、事業者が通常取りうる措置での対応が不可能な範囲は、市が負担する。」とありますが、要求水準で設定した範囲とは、要求水準書（案）の14頁「表4水量に関する流入基準」が該当するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
206	33	別紙 3	19			リスク分担表	19 水量の変動 「要求水準で設定した範囲を超える水量が流入する場合で、事業者が通常取りうる措置での対応が不可能な範囲は、市が負担する。」とありますが、具体的な「対応が不可能な範囲」については協議によるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
207	33	別紙 3	19			リスク分担表	19水量の変動22水質の変動27発生汚泥 にて、『施設能力を超える流入水量の増加に伴う費用増』には汚泥量の増加や汚泥性状の変化に伴う処分費用も含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	事業者が通常取りうる措置での対応が不可能な範囲においてご理解のとおりです（スポット的や大したことのない超過は通常運転の範囲内として対応を求める）。
208	33	別紙 3	20			水質の変動	「定めた範囲内の流入水質変動に伴う処理費用の増減」の「定めた範囲」とは、要求水準書P12 2(1)イ水質に関する流入基準の範囲内（基準値以下）との理解でよろしいでしょうか。	P14第4_2（1）イであれば、ご理解のとおりです。
209	33	別紙 3	21			維持管理 21施設の瑕疵	リスクへの対応費用を適切に積算するために、「一定期間」の表現を具体的に何年間などの定量的な表現でご提示いただけないでしょうか。	実施方針（案）第3_1_(2)を参照ください。
210	33	別紙 3	22			施設損傷	『上記以外のもの』とありますが、不可抗力なども含まれるとの理解でよろしいでしょうか。この点、「上記および第三者起因以外のもの」等の表現に修正可能でしょうか。	不可抗力の関しては、リスク分担表10の項目に記載がありますのでそれ以外のものです。 後段については、原案のとおりとします。
211	33	別紙 3	22			22 施設損傷	「上記以外のもの」と記載されていますが、どのような内容を想定されておりますでしょうか。劣化についてはいかがでしょうか。	経年劣化などを想定しています。
212	33	別紙 3	23			16料金未払	料金未払が発生した場合、市が窓口となり使用料等を回収するため、リスクについては貴市が負うものとしてご検討ください。	No.200、201の回答を参照ください。
213	33	別紙 3	23			23電力供給	バックアップ設備の仕様、および必要な稼働時間等についてご教示ください。	非常用発電機の稼働時間は 1 2 時間です。仕様についてはDVDNo. 1及びNo. 3で開示済です。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
214	33	別紙3	27			27 発生汚泥	事業者側の負担となっておりますが、あくまで事業者による運転管理上の帰責が有る際との理解でよろしいでしょうか。	要求水準に示す流量、水質以上の事象のものは市となります。
215	33	別紙3	28			リスク分担表	28 技術の陳腐化 「保守サービスの終了等、事業開始後当初の技術が陳腐化し、新技術の導入が必要となった場合」とありますが、維持管理における技術の陳腐化とはどのようなケースが想定されますでしょうか。	SPCが維持管理の為に導入したシステムや機材などの陳腐化を想定しています。
216	34	別紙3	34			用地取得	「に基づき追加的に必要になった用地の確保については協議を行う。」は何に基づくか、ご教示いただけないでしょうか。	「事業者の提案に基づき追加的に必要になった用地の確保については協議を行う。」に修正します。
217	34	別紙3	34			リスク分担表	34 用地取得 「リスク対応の考え方」の欄の説明文の冒頭が切れているようですので、ご修正頂けますでしょうか。	No. 216の回答を参照ください。
218	34	別紙3	34			34用地取得	「に基づき追加的に～」とありますが、誤記と思われるため、正しい内容をご教示ください。	No. 216の回答を参照ください。
219	34	別紙3	34			34用地取得	貴市の責により確保できなかった用地の費用については、どのように負担を決めるのでしょうか。	市で用地取得するものは市で費用を負担します。事業者に負担を求めるものではありません。
220	34	別紙3	34			調査設計 34用地取得	「34 用地取得」のリスク対応の考え方の記載が一部欠けているようなので、補足をお願いいたします。	No. 216の回答を参照ください。
221	34	別紙3	38			建設 38施工	不可抗力による遅延、費用増は貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	事象により双方協議の上、決定します。
222	34	別紙3	44			その他 契約前 44入札手続き 本事業の契約に関する議決が市議会で得られない場合	議会には事業者は関わる事ができないため、市のリスクとして負担していただきたく存じます。	議決が得られない理由が事業者側にもある場合も考えられるので、原案のとおり双方とします。
223	34	別紙3	44			その他 契約前 44入札手続き 本事業の契約に関する議決が市議会で得られない場合	事業者負担とはどのようなことを想定されておりますでしょうか。	手続きの修正・変更などにより生じた、人件費、物件費などの準備費用を想定しています。
224	開示資料					「西部浄化センター 改築事業費」(7月4日公開資料)	左記資料の費用の根拠となる内訳書を開示いただけますでしょうか。	内訳書の開示はいたしません。
225	開示資料					「西部浄化センター 改築事業費」(7月4日公開資料) 更新対象機器類について	「西部浄化センター 改築事業費」に記載されている設備数が359項目であるのに対して、開示資料にて開示された「00_報告書_資産評価(デューディリジェンス)編」に記載されている設備点数は、西部浄化センターのみで984項目となっています。事業期間が30年であることを鑑みると、ほとんど全ての設備の改築が発生するものと認識しておりますが、「西部浄化センター 改築事業費」に記載されていない設備の本事業における取り扱いについてご教示いただけないでしょうか。 あるいは、それらの設備が、再構築の対象となっているのであれば、再構築に合わせて更新が必要となる設備の一覧をお示しいただけないでしょうか。	お見込みのとおり、再構築の対象となっている設備は、「西部浄化センター改築事業費」に記載しておりません。なお、これに記載されていない設備の改築を妨げるものではありません。 また、再構築に合わせて更新が必要となる設備一覧の開示予定はありません。別途開示予定である「資産リスト(西部処理区)」を参照願います。
226	開示資料					「西部浄化センター 改築事業費」(7月4日公開資料) 目標耐用年数について	同じ機器ですが、目標耐用年数が異なるものがございます。 (例：合流No. 1～3 D0計は30年、分流No. 4～8 D0計は10年) 同類の設備に対して異なる目標耐用年数を設定している理由をご教示いただけないでしょうか。	開示資料「西部浄化センター改築事業費」の目標耐用年数については、改築シミュレーション上の調整(再構築を考慮した改築時期の調整)を行っており、ストックマネジメント実施方針の目標耐用年数と異なるものがあります。 目標耐用年数の把握は、別途開示予定である「資産リスト(西部処理区)」を参照願います。
227	開示資料					「西部浄化センター 改築事業費」(7月4日公開資料) 目標耐用年数について	目標耐用年数よりも長い更新期間が設定されている設備がありますが、理由をご教示いただけないでしょうか。 (例：ID246 空調設備_第3ポンプ棟 目標耐用年数は15年だが、更新間隔20年(更新年度1:2033、更新年度2:2053)となっている)	開示資料「西部浄化センター改築事業費」における改築年度は、市全体の下水道事業に係る建設費用を平準化や経験から目標耐用年数より長い期間で更新を予定している設備もあります。
228	開示資料					「西部浄化センター 改築事業費」(7月4日公開資料) 目標耐用年数について	施設配置の検討などのために、再構築(建替)の考え方や工事ステップなどが記載された再構築計画などの根拠資料を開示いただけないでしょうか。	開示できる資料がありません。
229	開示資料					「西部浄化センター 改築事業費」(7月4日公開資料) 再構築(建替) 第2期改築計画 (No. 1ガスタンク)	令和6年7月4日付け開示資料「西部浄化センター改築事業費」に記載の第2期改築計画にてNo. 1ガスタンクの改築が2028年度に計画されていますが、再構築(建替)の項にNo. 1～2消化タンク・ガスタンク・ボイラー室【撤去】が2036年～2037年に計画されています。No. 1ガスタンクは改築と撤去どちらが正となりますでしょうか。	No. 1ガスタンクは、消化タンク施設の再構築を見据えた仕様で2028年度頃に更新する、あるいは、保守・修繕等で延命化し、消化タンク施設の再構築にあわせて一体的に更新する等の合理的な提案を期待しています。
230	開示資料					「西部浄化センター 改築事業費」(7月4日公開資料) 再構築(建替)	No. 1, 2系の消化設備は撤去し、新たに、No. 3系消化設備を再構築と読み取れます。 No. 3系「機械、電気」のみ金額記載＝事業範囲 No. 3系「土木、建築」金額不記載＝事業範囲外 との認識でよろしいでしょうか。 またNo. 3系消化設備の再構築において、既存と異なる消化方式の提案は可能という理解でよいでしょうか。	前段、後段ともにご理解のとおりです。
231	開示資料					「西部浄化センター 改築事業費」(7月4日公開資料) 再構築(建替)	再構築にて、土木・建築物は貴市にて実施いただける予定ですが、土木構造物も含めた提案は可能でしょうか。	再構築の施工内容については事業者の意見を聞きながら行います。